

令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金交付要綱

令和5年10月31日制定
福岡県商工会連合会

(通則)

第1条 令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金（以下「県補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、福岡県が定める被災小規模事業者販路開拓応援補助金交付要綱（5中小振第1380号。以下「県要綱」という。）、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、全国商工会連合会が定める国の令和4年度補正予算「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」公募要領ならびにこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助事業」、「国補助金」、「全国連」、「県連」、「被災地域商工会」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「補助事業」とは、国補助金において、採択された事業者が実施する事業として全国連が認めた事業をいう。
- (2) 「国補助金」とは、令和4年度補正予算「生産性革命推進事業」のうち、「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」における「通常枠」をいう。
- (3) 「全国連」とは、全国商工会連合会をいう。
- (4) 「県連」とは、福岡県商工会連合会をいう。
- (5) 「被災地域商工会」とは、国補助金を支援する福岡県内の商工会をいう。
- (6) 「補助事業者」とは、全国連が補助金の公募を行い、全国連が別に定める審査基準に基づく審査で採択した福岡県内の小規模事業者等であって、国補助金の第12回公募、第13回公募、第14回公募、第15回公募のうち、いずれかに採択され、かつ、事業を完了し、その後に額の確定を受けている者のうち、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 令和5年梅雨前線豪雨に起因して、自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた事業者
 - イ 令和5年梅雨前線豪雨に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた事業者

(交付の目的)

第3条 県補助金は、令和5年梅雨前線豪雨に起因する被害を受けた県内の小規模事業者等であって、国補助金を活用して販路開拓に取り組む者の自己負担分の一部を補助し、負担を軽減することにより、その事業継続を支援することを目的とする。

(補助対象経費および補助率)

第4条 補助事業者に交付する県補助金の補助対象経費は、補助事業者が行う販路開拓等の補助事業を実施するために必要な経費のうち、国補助金交付の対象として全国連が必要と認めた経費（以下「補助対象経費」という。）について、県連会長は予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
- 3 補助率は、補助対象経費の12分の1以内とし、補助上限額は6万2,500円（インボイス特例

対象の場合は、12万5,000円)とする。

(補助事業者の事業実施期間)

第5条 事業実施期間は、全国連会長が国補助金の事業実施期間として認めた期間とする。

(交付申請及び実績報告、提出期限)

第6条 補助事業者が県補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金交付申請書兼実績報告書(補助事業者用)」に必要な書類(以下「添付書類※」という。)を添えて、その所属する被災地域商工会の会長に提出しなければならない。

※添付書類とは

国補助金に係る書類(交付決定通知書、補助事業実績報告書及びその添付書類(「支出内訳書・経費支出管理表」、「収益納付に係る報告書(該当者のみ)」)、額の確定通知書、精算払請求書)の写し及び令和5年梅雨前線豪雨の被災状況に係る書類(直接被害の場合は罹災証明書の写し、間接被害の場合は、売上減少確認申請書及び根拠書類(決算書、試算表、売上台帳、手形台帳等の月次の売上が分かるもの)をいう。

- 2 前項の提出を受けた被災地域商工会の会長は、様式第2による「令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金交付申請書兼実績報告書(商工会用)」に添付書類を添えて、速やかに県連会長に提出しなければならない。
- 3 令和6年1月31日までに補助金の交付申請を行った事業者に対し、令和5年度(令和6年3月31日まで)に補助金の支払いを行うものとする。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第7条 県連会長は、県補助金交付額の決定に当たっては、補助対象経費の12分の1以内(1円未満切り捨て)とする。

- 2 県連会長は、前条第1項及び第2項の規定による「令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金交付申請書兼実績報告書」の提出があったときは、審査のうえ交付決定及び補助金の額の確定を行い、様式第3による「令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金の交付決定及び補助金の額の確定について(商工会用)」を被災地域商工会に、様式第4による「令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書(補助事業者用)」を補助事業者に通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定による補助金交付申請書兼実績報告書を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定及び補助金の額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 4 県連会長は、第2項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ、中止または廃止の届出)

第8条 補助事業者は、県補助金の申請後に、何らかの理由で、国補助金を辞退等した場合は、速やかにその旨を県連会長に届け出なければならない。

(補助金の支払い)

第9条 県補助金は、精算の方法により支払うこととし、補助事業者は、県連より、様式第4による「令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書(補助事業者用)」を受領したときは、速やかに様式第5による「令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金精算払請求書」を県連会長に提出しなければならない。

- 2 県連会長は、前項の提出を受けた場合には、提出された書類の審査を行い、適当と認めるときは、

第7条第2項において確定した額の補助金の精算払を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 県連会長は、第8条の申請の取下げ、中止または廃止の届出がなされた場合または次の各号の一に該当する場合には、第7条第2項の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 県連会長が別に定める期日までに、県補助金が請求されなかった場合。
- (2) 国補助金請求後に何らかの事由により全国連から国補助金が支払われなかった場合。

(県補助金の返還等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、様式第6による「令和5年度被災小規模事業者販路開拓応援補助金返還等届出書」を速やかに県連会長に提出しなければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- (2) 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- (4) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 県連会長は、前項の報告があった場合のほか、補助事業者が、法令に違反または県補助金を補助事業以外の用途に使用したことが判明した場合には、県補助金の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項の県補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.75パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第12条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報を第三者(補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。)に提供し、またはその内容を知らせること。
- (2) 個人情報を補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。

3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、県連会長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告し、県連会長の指示に従わなければならない。

5 補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱うこととする。

(補助事業の経理等)

第13条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入及

び支出額を記載し、県補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収支額について、その収支内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。また、県連会長から要請を受けたときは、その写しを提出しなければならない。

（国補助金関連書類の提出）

- 第14条 補助事業者は、国補助金に係る提出及び受領書類の全部について、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。また、県連会長から要請を受けたときは、その全部または一部の写しを提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

- 第15条 補助事業者は、第7条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を県連会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他必要な事項）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、県連会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。